

発行者情報

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年8月26日
【発行者の名称】	t a n e C R E A T I V E株式会社 (t a n e C R E A T I V E C O . , L T D .)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 榎 崇斗
【本店の所在の場所】	新潟県佐渡市中興乙 1427
【電話番号】	0259-67-7572 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 川名 洋平
【担当 J - A d v i s e r の名称】	フィリップ・キャピタル証券株式会社
【担当 J - A d v i s e r の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当 J - A d v i s e r の本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目 23 番 1 号 虎ノ門ヒルズ森タワー
【担当 J - A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	03-3666-2321
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
【公表されるホームページのアドレス】	t a n e C R E A T I V E株式会社 https://tane-creative.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market の上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時ににおける役員（金融商品取引法（以下「法」という）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Market における取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market においては、J-Adviser が重要な役割を担います。TOKYO PRO Market の上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動する J-Adviser を選任する必要があります。J-Adviser の役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられる TOKYO PRO Market に係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第12期	第13期	第14期
決算年月	2024年3月	2025年3月	2026年5月
売上高 (千円)	—	—	411,898
経常損失(△) (千円)	—	—	△23,029
親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	—	—	△12,457
包括利益 (千円)	—	—	△12,457
純資産額 (千円)	—	—	132,845
総資産額 (千円)	—	—	276,102
1株当たり純資産額 (円)	—	—	475.13
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純損失(△) (円)	—	—	△46.12
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	—	48.1
自己資本利益率 (%)	—	—	△9.4
株価収益率 (倍)	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	△9,310
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	△9,674
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	△15,461
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	71,997
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	— (—)	— (—)	38 (15)

- (注) 1. 当社は、第14期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。
2. 当社は、2026年3月25日開催の臨時株主総会において、「定款一部変更の件」が承認されたことを受けまして、決算期を3月31日から5月31日に変更しました。したがって、第14期は2025年4月1日から2026年5月31日までの14か月間となっております。
3. 当社は、2025年6月28日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行いました。第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失(△)であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 自己資本利益率は、連結初年度のため、期末自己資本に基づいて計算しております。
6. 株価収益率は、親会社株主に帰属する当期純損失のため記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を()外数で記載しております。
8. 「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、第14期の連結財務諸表についてフェイス監査法人の監査を受けております。

2【沿革】

当社グループは、佐渡島を中心とした地域の IT 人材を雇用し、独自のプログラミング・サイバーセキュリティ教育を施した上で、首都圏を中心とする大手企業に対して、セキュア※1 な Web サイト制作サービス並びにセキュリティ保守管理サービスを提供する会社です。

多くの東京証券取引所上場企業、金融機関をはじめとする大手企業から直接受注し、佐渡島を中心とする各事業所にて、業務を実施しています。

当社の沿革は、次のとおりです。

年月	概要
2012 年 4 月	Web サイト制作サービスを事業目的として新潟県佐渡市に当社設立
2012 年 9 月	新潟県佐渡市内にて本社移転
2017 年 4 月	Web サイト制作サービスをセキュアな Web サイト制作サービスとして提供開始 セキュリティ保守管理サービス提供開始
2019 年 5 月	群馬県伊勢崎市に群馬オフィス開設
2021 年 5 月	J-StartupNIIGATA※2 に選定
2021 年 12 月	鎌倉投信株式会社が組成するファンド「創発の荅 1 号投資事業有限責任組合」の投資対象に選定
2022 年 3 月	本社第 2 オフィスとして新潟県佐渡市に河原田本町オフィスを開設
2023 年 11 月	新潟県新潟市中央区に新潟オフィス開設
2024 年 3 月	新潟ベンチャーキャピタル株式会社が組成するファンド「地方創生新潟 2 号投資事業有限責任組合」の投資対象に選定
2025 年 6 月	埼玉県本庄市に埼玉オフィス開設
2026 年 1 月	株式会社モスデザイン研究所の自己株式を除く発行済株式の全てを取得し、子会社化
2026 年 7 月	新潟県佐渡市にセキュリティベース河原田本町開設

(注) 1. 「セキュア」とは、情報セキュリティやコンピュータセキュリティの分野では、ウイルス対策やデータの暗号化など、一定程度の安全性が確保された状態を確保するためのセキュリティ対策がされている状態を表します。

2. 「J-Startup NIIGATA」とは、経済産業省が 2018 年に開始した J-Startup プログラムの地域版として新潟発のロールモデルとなるスタートアップ企業群を明らかにし、官民連携により集中的に支援する仕組みを構築することで、新潟県におけるスタートアップ・エコシステムを強化する取組です。

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社、連結子会社（株式会社モスデザイン研究所）の2社により構成されております。ITを通じて「わたしたちが幸せになる」ことをコーポレートミッションに掲げており、この「わたしたち」には株主・経営者・従業員・取引先だけでなく地域社会を含めております。

地域のIT人材が、地元で自分の目指す生活を送りながら、企業・組織のサイバーセキュリティ強化に貢献していくことを、会社経営の基本方針としております。

事業セグメントとしては、セキュアなWebサイト制作並びにセキュリティ保守管理事業（以下「セキュアなWeb制作・保守事業」とします）として単一ですが、業務内容は「セキュアなWebサイト制作サービス」と「セキュリティ保守管理サービス」に分類されます。

当社の事業は、この両サービスにおいて、セキュリティ対策の徹底という点で独自性を有していること、セキュアなWebサイト制作サービスにて制作したWebサイトを、セキュリティ保守管理サービスにて継続的にサイバー攻撃から守り続けていることから、競合他社との格差を創造し、IT業界の状況変化に即応することができております。

セキュアなWeb制作・保守事業	
(1) セキュアなWebサイト制作サービス	セキュリティ対策が施された、Webサイト制作、CMS※ ¹ カスタマイズ、クラウドサーバー実装など
(2) セキュリティ保守管理サービス	Webサイト、CMS、プラグイン※ ² 、ライブラリ※ ³ 、ミドルウェア※ ⁴ 、OSのアップデート、クラウドサーバーの設定・運用、WAF※ ⁵ 、IDS※ ⁶ 、IPS※ ⁷ の設定・運用、インシデント※ ⁸ 発生時の調査、原因の切り分け、対応など

- (注) 1. 「CMS」とは、「Contents Management System」（コンテンツ管理システム）の略であり、Webサイトのコンテンツ(テキスト、画像、デザインなど)を、専門的な知識がなくても、簡単に管理・編集・公開できるシステムのことを表します。
2. 「プラグイン」とは、既存のソフトウェアに機能を追加・拡張するためのソフトウェアを表します。CMS（コンテンツ管理システム）などでよく利用されます。
3. 「ライブラリ」とは、プログラム開発において、よく使う機能や処理をまとめたものであり、単独では動作せず、他のプログラムに組み込んで使用するソフトウェアを表します。
4. 「ミドルウェア」とは、OS（オペレーティングシステム）とアプリケーションソフトの間に入り、両者を繋ぐ役割を果たすソフトウェアを表します。
5. 「WAF」とは、Webアプリケーションファイアウォール（Web Application Firewall）の略称で、WebサイトやWebシステムをサイバー攻撃から守るためのセキュリティシステムのことです。
6. 「IDS」とは、不正侵入検知システム（Intrusion Detection System）の略称で、ネットワークやシステムへの不正アクセスや攻撃を検知し、管理者へ通知するセキュリティシステムのことです。
7. 「IPS」とは、不正侵入防止システム（Intrusion Prevention System）の略称で、ネットワークやサーバーへの不正アクセスや異常な通信を検知し、遮断するセキュリティシステムのことです。
8. 「インシデント」とは、一般的に、重大な事件や事故に発展する可能性のある出来事や事象を指しますが、情報セキュリティの分野では、サイバー攻撃とそれによって引き起こされている現象など、コンピュータやネットワークのセキュリティを脅かす事象を表します。

なお、当社には上記事業を実施する事業部として、開発部及び制作・運営部の2事業部が存在しておりますところ、各事業部と上記事業・サービスとの関係は次の通りとなります。

事業部と提供サービスの関係	
(1) 開発部	主に、セキュアなWebサイト制作サービスを、請負契約で提供しております。高度なセキュリティ対策に対応したWebサイト制作・Webシステム開発に関する専門知識を有しているエンジニアチームです。セキュリティ保守管理サービスについても、高度な知見が必要な場合には、制作運営部のサポートに入ることがあります。
(2) 制作・運営部	主に、セキュリティ保守管理サービスを、準委任契約で提供しております。Webサイトの機能面におけるベースとなる各種ソフトウェア（CMS、プラグイ

	ン、ライブラリ、フレームワーク、ミドルウェア、OS、クラウドサーバー) の脆弱性情報取得、バージョンアップ、セキュリティ設定、脆弱性診断、インシデント対応に特化した専門知識を有しているエンジニアチームです。 セキュアな Web サイト制作サービスについても、これらの知見を必要とする場合には、制作・運営部が担当しております。
(3) その他	プログラミングに関する講座の実施及びオンライン講座の販売等の教育事業のほか、管理部が他社の総務・経理事務を受託しています。また、子会社の株式会社モスデザイン研究所が新聞・雑誌・テレビ広告の企画制作やパッケージ等の商品デザイン事業を行っております。

(1) セキュアな Web サイト制作サービス

当社は、新潟県、群馬県、埼玉県を中心とした地域の IT 人材を雇用し、独自のコーディング・サイバーセキュリティ教育を施した上で、首都圏を中心とする大手企業に対して、セキュアな Web サイト制作サービスを提供しております。

一般的な Web 制作会社の Web 制作サービスにおいては、高度なセキュリティ設計・実装は含まれておらず、CMS の機能、プラグインで拡張する機能、レンタルサーバーのサービスの範囲内でのセキュリティ対策のみが提供されていることが多い状況です。そのため、近年では、Web サイト経由でのサイバー攻撃による被害が拡大しております。

このような状況により、Web サイト側のセキュリティ対策の重要性が認識されるようになってきており、Web サイト制作、サーバー構築段階での高度なセキュリティ対策ニーズが増加し続けております。この社会的ニーズに応えるべく、攻撃側のロジックを研究・理解した上で対策が施された Web サイト制作サービスを提供しております。

基本的な Web サイト制作のフローは下図の通り、「企画・戦略策定」「デザイン」「コーディング」「CMS の設定・カスタマイズ」「サーバーの設定・構築」という手順で実施されます。



「CMS の設定・カスタマイズ」をする際には、プラグインと言われる CMS の機能を追加・拡張するためのソフトウェアを複数利用することで、CMS のカスタマイズコストを削減する方法が一般的です。特に WordPress というオープンソースの動的 CMS⁹が世界的にも最も使用されています。

「サーバーの設定・構築」については、サービスがパッケージ化されたレンタルサーバーなどを利用することでコストメリットを優先するケースが多い状況です。

(注) 9. 「動的 CMS」とは、利用者の操作に応じて Web サーバー経由で DB から情報を取得し、ページを都度生成して配信する仕組みを採用している CMS です。

当社の Web サイト制作サービスでは、クライアントのご要望に合わせて、次のようなセキュリティ対策を提供しております。

①CMS を非公開領域に配置

CMS については、クライアントのご要望に合わせて選定しますが、例えば WordPress のような動的 CMS を要望されている場合、通常であれば Web サーバー（下図の黄色いアイコンの Amazon EC2）を公開領域に配置する必要がありますが、これを非公開領域に配置することで、セキュリティレベルを格段に向上させることができます。

②信頼性の高いプラグインの使用

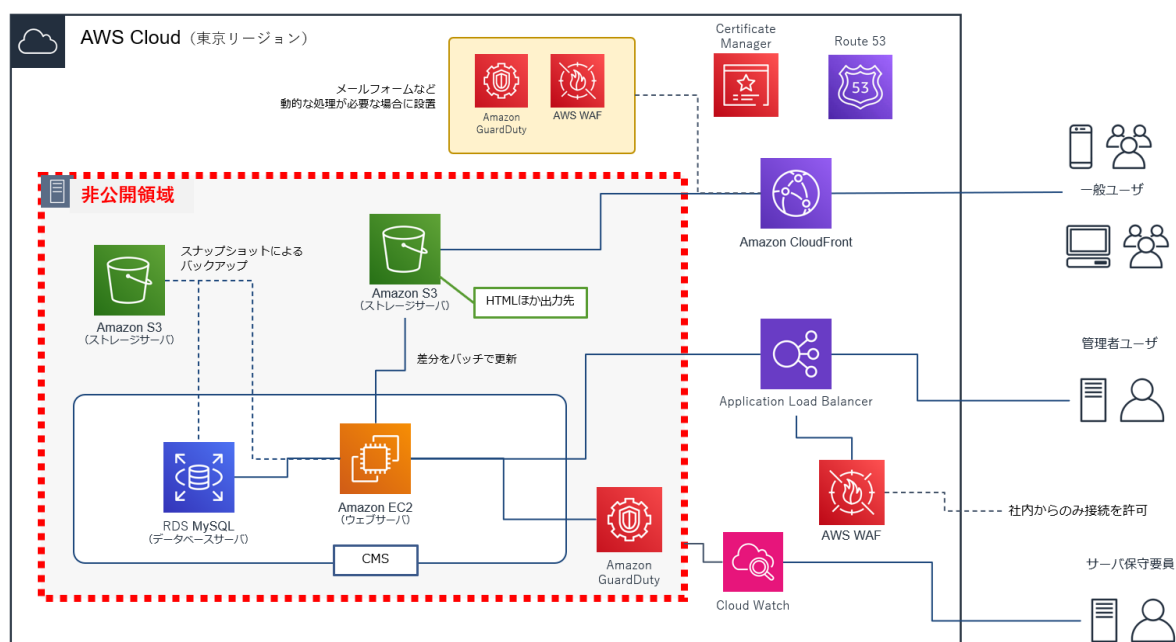
プラグインについても、脆弱性情報及び更新頻度を調査した上で問題がないと考えられるものだけを選定・提案することで、保守管理段階での更新停止を可能な限り避ける設計を心がけています。日本で使用されている CMS、プラグインの脆弱性情報を AI を活用して網羅的に日々取得し、これをデータベース化している点も当社の強みとなります。

③脆弱性診断の実施

コーディング段階では独立行政法人情報処理推進機構（IPA）のルールに従った脆弱性対策を実施した上で、納品前に脆弱性検査を行ってから納品することを徹底しています。Web 制作会社自体が脆弱性診断能力を有しているケースは少なく、この点も当社の強みとなります。

④総合的な Web セキュリティの提供

企画・戦略策定段階で、ライブラリ、フレームワーク、ミドルウェア、OS、クラウドサーバー、WAF（下図「AWS Cloud（東京リージョン）」における赤いアイコンの AWS WAF）、IDS（下図「AWS Cloud（東京リージョン）」における赤いアイコンの Amazon GuardDuty）、IPS（AWS WAF の他に、AWS Shield、AWS Network Firewall など）を適切に設計し、セキュアなネットワーク構成図を策定・実装することで、高度なセキュリティレベルを実現しております。



このように、企画・戦略策定を担当するディレクター、フロントエンドエンジニア、バックエンドエンジニア、サーバーサイドエンジニアの全工程に関わる担当者が、セキュリティ対策に関する高度な知見を有し、日々の提案・実装に活用している点が、当社のセキュアな Web サイト制作サービスの特徴となります。

なお、同サービスは、開発部及び制作・運営部が、それぞれの知見の深さに適合した案件を担当しており、売上の割合は直近事業年度における会計データの集計において概ね 1 対 0.73 程度となっております。

(2) セキュリティ保守管理サービス

当社のセキュリティ保守管理サービスは、当社がセキュアな Web サイト制作サービスで制作し、クライアントの納品した Web サイトについて、サーバー環境も含めてサイバー攻撃から守り続けていくサービスです。

他社が制作した Web サイトについても、事前調査で引き受け可能と判定されればセキュリティ保守管理

サービスを提供しております。

当社のセキュリティ保守管理サービスの業務内容については、次の3つの業務内容に分類されます。

①脆弱性情報の収集・配信・アップデート業務

Web サイトの機能面におけるベースとなる各種ソフトウェア（CMS、プラグイン、ライブラリ、フレームワーク、ミドルウェア、OS、クラウドサーバーなど）の脆弱性情報を AI を活用して日々取得し、専門スタッフが分析・承認したものをクライアントに配信した上で、契約した保守管理時間内でアップデート業務を実施しております。これは、脆弱性を発見して対応するという、セキュリティ対策の基本業務となります。

当社の脆弱性情報の収集体制は、Web 制作分野において、日本で使用されているソフトウェアのほとんどをカバーできており、かつクライアントへの脆弱性情報に基づく更新提案体制を整えている点で、強みを有しております。

②IDS・IPSなどの設定・運用業務

不正侵入を検知し、管理者へ通知するセキュリティシステム（IDS）やネットワークやサーバーへの不正アクセスや異常な通信を検知し、遮断するセキュリティシステム（IPS）の設定・運用業務を提供しております。

サイバー攻撃を含む不正なアクセス・侵入を検知して、遮断・通知をする対策であり、脆弱性を発見して対応する業務と組み合わせて提供することで、セキュリティ対策の強度を維持しております。

当社の IDS・IPS などの設定・運用業務は、Web 制作分野において、日本で使用されているサーバーの多くをカバーできており、かつ Web サイトの運用に専門化・最適化された設定情報・知見を、クライアントの Web サイトの保守管理に活用している点で強みを有しております。

③インシデント発生時の対応業務

インシデント発生前のバックアップ設計・実装業務から、インシデント発生後の調査・原因の切り分け・対応（復旧）業務まで、ワンストップで提供しております。

当社のインシデント対応業務は、クライアントの Web サイト、サーバー環境並びに攻撃ロジックの双方を熟知した当社スタッフが対応していることで、調査・原因の切り分けから対応までスムーズなサービスを提供できている点で強みを有しております。

カテゴリ	対応可能ソフトウェア・サーバー※10	① 脆弱性情報の収集・配信・アップデート業務
Webサイト Webシステム (CMS含む)	HTML、CSS、JavaScript、WordPress、Movable Type、Quartett CMSなど	左記のソフトウェア、サーバーに関する脆弱性情報の収集・分析・配信を日々実施しており、保守時間のなかでアップデートを実施します。
ライブラリ フレームワーク	jQuery、React、Vue.js、Bootstrap、D3.js、Underscore.js、Laravel、CakePHP、Next.js、Tailwind CSSなど	
ミドルウェア	Apache、Nginx、IIS、LiteSpeed、PHP、Ruby、Python、MySQL、MariaDB、PostgreSQLなど	② IDS・IPSなどの設定・運用業務
OS	CentOS、Amazon Linux、RedHat、Rocky Linux、AlmaLinux OS、Oracle Linux、Ubuntu等	クライアントのサーバー環境に合わせて、IDS、WAFを含めたIPSといったセキュリティシステムの設定と運用をします。
ネットワーク ハードウェア	各種レンタルサーバー、VPSサーバー、AWS、Azure、GCP、さくらのクラウドなど	③ インシデント発生時の対応業務
		インシデントが発生した際には、調査・原因の切り分けをした上で、ワンストップで対応を実施します。

(注) 10. 「対応可能ソフトウェア・サーバー」の詳細における、各ソフトウェア・サーバーの説明は割愛させていただきます。

同サービスは、主に制作・運営部が担当しており、特に、セキュリティアップデートにおいては、ライブラリ、フレームワーク、ミドルウェア、OS、クラウドサーバーの各ソフトウェアが複雑な依存関係を持っているところ、それぞれ専門家を社内に有する保守管理チームは希少であること、脆弱性情報収集の速

度・精度が高いことから、当社のセキュリティ保守管理サービスの年間解約率は8%程度と低く、年々契約額が積みあがっている状況です。

経済産業省も我が国のサイバーセキュリティ産業・技術基盤を強化するための包括的な政策パッケージである「サイバーセキュリティ産業振興戦略」をとりまとめ、「国内企業の売上高を足下（約0.9兆円）から3倍超（約3兆円超）とする」という KPI も掲げていることから、今後、当社のセキュリティ保守管理サービスは大きな追い風を受けるものと考えております。

（3）顧客企業との契約形態

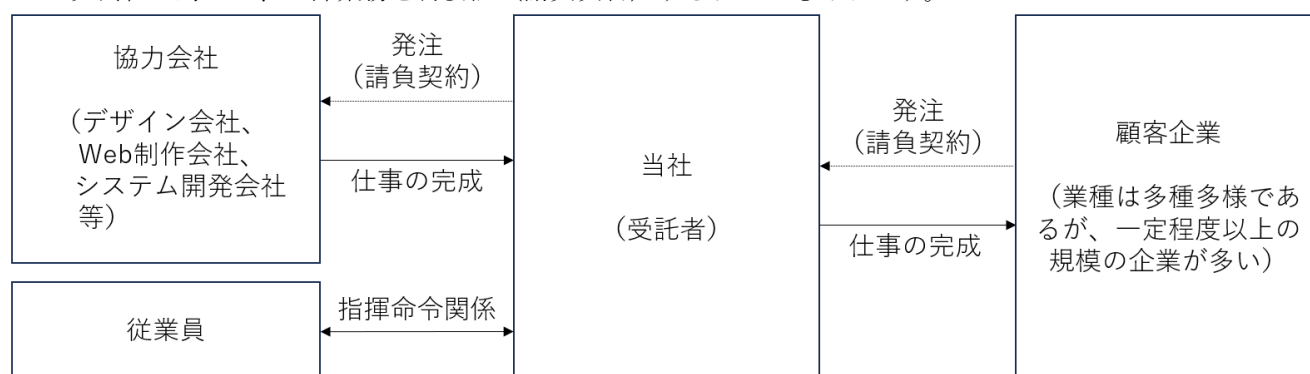
当社が行う事業の契約形態には、請負契約、準委任契約があります。

1 請負契約

請負契約は、当社（受託者）が仕事を完成させることを約束し、顧客企業（委託者）がその対価として報酬を支払うことを約束する契約です。

請負契約は、主に小規模な Web サイト制作サービスにおいて締結される契約で、その業務遂行の指示や技術者の労務管理等について、原則として請負業者（受託者）が行い、発注者（顧客企業）に完成品が納品され、検収をした後に、請負人（受託者）へ報酬が支払われるものです。

当社の従業員だけで仕事を完成するケースもありますが、デザイン会社、Web 制作会社、システム開発会社に対して、一部業務を再委託（請負契約）するケースもあります。

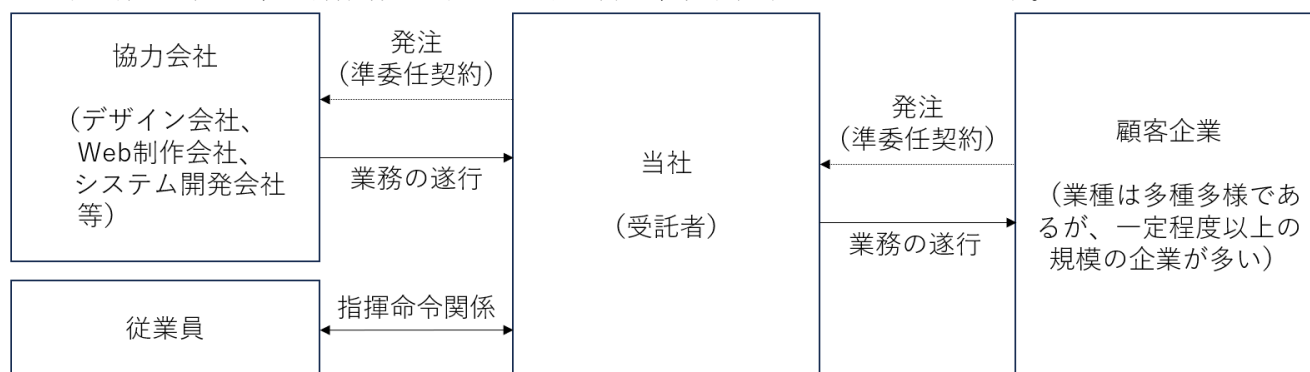


2 準委任契約

準委任契約は、当社（受託者）が法律行為以外の業務を遂行することを約束し、顧客企業（委託者）がその対価として報酬を支払うことを約束する契約です。

準委任契約は、主にセキュリティ保守管理サービス並びに大規模な Web サイト制作サービスにおいて締結される契約で、委託者は、受託者の業務遂行方法や働き方に対して指揮命令権を持たず、受託者は自主的に業務を遂行するものです。

当社の従業員だけで仕事を完成するケースもありますが、デザイン会社、Web 制作会社、システム開発会社に対して、一部業務の遂行を再委託（準委任契約）するケースもあります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の 所有（又は被所有）割合（%）	関係内容
(連結子会社) 株式会社 モスデザイン研究所 (注) 1. 2. 3	東京都 港区	45,000	広告の企画・制作 商品デザイン	100.0	当社からの業務委託 役員の兼任 資金援助

- (注) 1. 2026 年 1 月 15 日に株式会社モスデザイン研究所の自己株式を除く発行済株式の全てを取得し、同社を連結子会社といたしました。
2. 特定子会社に該当しております。
3. 債務超過会社であり、2026 年 5 月末時点の債務超過額は 24,036 千円であります。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2026 年 5 月 31 日現在

事業部門の名称	従業員数（名）
セキュアな Web 制作・保守事業	38 (15)
合計	38 (15)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 当社グループは、セキュアな Web 制作・保守事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 発行者の状況

2026 年 5 月 31 日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
29 (15)	38 歳 1 か月	4 年 4 か月	2,947

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
3. 当社の事業ドメインは、セキュアな Web 制作・保守事業の提供として単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

当社グループは、セキュアな Web 制作・保守事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

なお、当社は、2026 年 3 月 25 日開催の臨時株主総会において「定款一部変更の件」が決議され、決算期を 3 月 31 日から 5 月 31 日に変更いたしました。当連結会計年度は決算期変更の経過期間であり、2025 年 4 月 1 日から 2026 年 5 月 31 日までの 14 か月間の変則決算となります。

また、当社は当連結会計年度より連結財務諸表を作成しております。そのため、前連結会計年度との比較分析は行っておりません。

(1) 業績

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境が改善する下で、緩やかな景気回復の基調にあるものの、エネルギーや原材料価格の高止まりに伴う企業のコスト増加に加え、中東情勢の緊迫化や米国の通商政策をめぐる動向など海外経済の不確実性の高まりもあり、景気の先行きには依然として不透明感が残されています。

Web アプリケーションの制作・開発、セキュリティ保守業界においては、サイバー攻撃の高度化や個人情報漏えいへの社会的関心の高まりから、市場は引き続き堅調に推移しました。一方で、生成系 AI の進歩を背景に、顧客企業において、IT 投資の必要性は認識しつつも費用対効果を慎重に検討する傾向が強まり、Web 制作案件では受注までの期間の長期化、案件規模の縮小、価格競争の激化といった影響が出ています。また、人件費や外注費が上昇基調にある中、高付加価値化に向けた投資も必要となるなど収益面では厳しい事業環境となりました。

このような経済環境の中、2025 年 10 月の東京証券取引所 TOKYO PRO Market への新規上場を経て高まった当社の知名度及び信用力を活かし、第三者割当による自己株式処分により調達した資金によって、2026 年 1 月に株式会社モスデザイン研究所を連結子会社化し、当社グループとしてさらなる品質向上と収益基盤強化に取り組みました。

当社単体でも、上半期に Web サイト制作の国内最大級のビジネスマッチングプラットフォームの表彰制度において、顧客満足度等の部門最優秀賞を獲得し、新規上場後 8 か月間の新規案件の引き合いは、前年同期間比で約 150%となりました。さらに、モスデザイン研究所に所属する経験豊富なデザイナー及びコピーライターとの連携を進め、Web サイト制作案件におけるデザインの実質的な内製化と競争力強化を図っております。

また、2026 年 3 月には、当社グループとして決算期を統一する形で、当社事業年度を毎年 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までに変更し、予実管理の正確性を担保できる体制の構築に着手しました。

一方で、請負契約による一部 Web サイト制作案件において、受注時の見積を大きく上回る工数の改修が必要ことが判明し、中間決算において受注損失引当金 11 百万円を繰り入れましたが、その後もリソース不足を補うための制作外注費が膨らみ、通期では引当時に見込んでいた額を上回る損失が発生しました。当該案件に費やしたリソース分の機会損失による売上高の減少が尾を引いたほか、主要顧客から長期にわたり受注していた大型開発案件が顧客都合で想定外の中止となったこと、また、当初見込んでいた雇用人数に連動した補助金収入について、引き抜き等による対象従業員の退職のため減額となったことも各利益を押し下げました。決算期変更の経過期間となったことで、閑散期に当たる 2026 年 4 月及び 5 月を取り込んだこともマイナスに影響しました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は 411 百万円となりました。営業損失は 22 百万円、経常損失は 23 百万円、親会社株主に帰属する当期純損失は 12 百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)の残高は 71 百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は 9 百万円となりました。この主な要因は、売上債権の減少 43 百万円、減価償却費 4 百万円、のれん償却費 3 百万円等により資金が増加した一方で、税金等調整前当期純損失 20 百万円、仕入債務の減少 16 百万円等により資金が減少したことによります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は 9 百万円となりました。この主な要因は、有形固定資産の取得による支

出 10 百万円、無形固定資産の取得による支出 2 百万円により資金が減少した一方で、有形固定資産の売却による収入 2 百万円により資金が増加したことによります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は 15 百万円となりました。この要因は、短期借入金の純増加額 32 百万円、自己株式の処分による収入 36 百万円により資金が増加した一方で、長期借入金の返済による支出 75 百万円、上場関連費用の支出 9 百万円により資金が減少したことによります。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは、セキュアな Web 制作・保守事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

当連結会計年度の生産、受注及び販売の状況を事業区分別に示すと、次のとおりであります。

(1) 生産実績

当社グループは、生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当連結会計年度の受注状況を示すと、次のとおりです。

事業部門の名称	当連結会計年度 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 5 月 31 日)	前年同期比 (%)
開発部 (千円)	23,394	—
制作・運営部 (千円)	87,660	—
その他 (千円)	6,076	—
合計	117,131	—

(注) 当社グループは、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前年同期比については記載しておりません。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績を示すと、次のとおりです。

事業部門の名称	当連結会計年度 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 5 月 31 日)	前年同期比 (%)
開発部 (千円)	149,397	—
制作・運営部 (千円)	226,302	—
その他 (千円)	36,197	—
合計	411,898	—

(注) 1. 当社グループは、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前年同期比については記載しておりません。

2. 相手先別の販売実績につきましては、総販売実績に対して 100 分の 10 を超える相手先がありませんので、記載を省略しております。

3【対処すべき課題】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

(1) セキュリティ保守管理サービスに関する営業体制強化

セキュリティ保守管理サービスについては、新規上場による当社の知名度及び信用力の向上に加え、AI による脆弱性の発見・診断能力が高度化していることから、新規顧客からの引き合いは短期的には増加傾向にあります。一方で、脆弱性情報から当社へのリード獲得については、現状では当社が発信するオウンドメディアサイトが主たる経路であるところ、AI 要約の登場によるゼロクリック検索によって、アクセス数が減少しています。

そのため、当社では脆弱性情報受信・管理プラットフォームの開発を継続しており、2026 年5月期にてクローズドベータテスト及びオープンベータテストを開始することで、脆弱性情報の受信から当社セキュリティ保守管理サービスのリード獲得へと繋げる経路を構築してまいります。

(2) セキュリティ保守管理サービスにおけるアップセル機会の創出と単価向上

セキュリティ保守管理サービスは、現状では準委任契約で実施されておりますが、準委任契約では収益性が低いことが重要課題であると認識しております。

そのため、各技術工程をさらに標準化することで生産性を高めると同時に、セキュリティ強化策の提案、インフラ基盤の最適化、システム改善の定例提案といった高付加価値サービスの標準化を進めております。あわせて、セキュリティ保守管理担当者のカスタマーサクセス型体制へのシフトを推進し、能動的なアップセル・クロスセル提案を継続的に創出できる体制の構築に取り組んでまいります。

(3) セキュアな Web サイト制作サービスに関する営業体制強化

セキュアな Web サイト制作サービスについても、セキュリティ保守管理サービスと同様の理由により、新規顧客からの引き合いは短期的には増加傾向にあります。一方で、ノーコード開発ツールのシェア拡大や AI 駆動開発の登場によって競争が激化しており、当社の得意分野であるセキュリティ対策以外の分野も含めた総合的な企画・提案力の向上が重要課題であると認識しております。

そのため、社内における研修制度の充実、企画・提案に関するナレッジの標準化を継続的に実施しつつ、子会社化した株式会社モスデザイン研究所において、高度なコンサルティングが可能なチームを構築し、当社グループとして、首都圏の顧客に伴走・提案できる営業体制を構築してまいります。また、AI によるデザイン補助、AI によるコーディングに留まらず、ループエンジニアリングなどの最先端技術を投入することで、同じ予算でもより高品質な制作サービスを提供できるように努めてまいります。

(4) マイグレーション案件の受注拡大とリスク対策

Web システムのマイグレーションとは、既存の Web システム（アプリケーション、データベース、インフラ基盤、ドメインなど）を、仕様やデータの一貫性を保ちながら、新しい実行環境、アーキテクチャ、プラットフォームへ計画的に移行・更新する一連のプロセスを指します。単なるコードの不具合修正やマイナーアップデート（パッチ適用）とは異なり、システムが稼働する基盤や技術スタックそのものを刷新・移動させることから、一案件の売上高は大きくなる傾向があります。

一方で、案件規模が大きくなればなるほど、見積り段階での精度が求められますが、当社内にナレッジが不足していることにより、見積り段階での精度不足による損失が発生するリスクが生じております。

そのため、大規模マイグレーション案件の受注拡大には引き続き挑戦しつつも、社内に十分なナレッジが充足するまでは、請負契約での受注を避け、準委任契約のみによる受注とすることで、損失発生リスクを抑えてまいります。

(5) エンジニア・デザイナーの採用・育成・定着

当社グループの事業領域は専門性の高い領域である一方、業務が生成系 AI に置き換わることによって若手が経験を積む機会が減少傾向にあることから、将来を担う優秀な人材の採用・育成・定着が重要課題であると認識しております。

そのため、当社の新たなサイバーセキュリティセンター「セキュリティベース河原田本町」をブランド力強化の中核拠点として、積極的な採用活動、当社独自制作の e-ラーニング講座の拡充、当社の特長である地域社会におけるライフ・ワーク・バランスを重視した多様な働き方の推奨、働き方改革の実践、人事評価制度の整備・充実、社内 ERP 導入による業務負担の軽減等を継続的に実施してまいります。また、株式会社モスデザイン研究所に所属する経験豊富なデザイナー及びコピーライターとの連携を進めることで、ノウハウを共有するとともにセキュアな Web サイト制作サービスにおけるデザインの実質的な内製化と競争力強化を図っております。

(6) 財務体質の強化

当社グループが計画している事業拡大を実現するためには、財務基盤の強化による安定的な資金調達が重要課題であると認識しております。

そのため、十分な財務分析の実施及び財務管理体制を構築することで、安定した成長を可能とする資金調達を行ってまいります。

(7) 管理部門の人材確保

事業拡大及び株式会社モスデザイン研究所が当社グループ入りしたことに伴い、経理・総務・法務など横断的にガバナンスを担う管理部門の専門人材を計画的に確保することが必要であると認識しております。

会計基準への対応、内部統制の強化、コンプライアンス体制の整備に加え、多様な働き方を支える労務管理に関する対応力向上が求められており、人材獲得競争は激化しているため、管理部門の人材に関しても採用戦略と育成施策を継続的に実施してまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 人材の確保について

当社グループの事業領域は専門性の高い領域であることから、優秀な人材の採用・育成・定着に努めております。

しかしながら、経済環境の急激な変化や競合他社からの引き抜き等により、顧客企業の求める人材を確保することが困難となるような状況が生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 社会情勢の変化に伴う人件費増加の影響について

インフレ等の社会情勢の変化を契機とする人件費の増加については、優秀な人材の採用・定着のためにも必要であり、当社グループにおいても、生産性の向上及び適切な価格転嫁等で、人件費の増加分以上の収益拡大への努力を続けております。

しかしながら、準委任契約で提供されているセキュリティ保守管理サービスにおいては、長期的・継続的契約であるという特性から迅速な価格転嫁をし難いという特徴があることから、社会的情勢の急激な変化に価格転嫁が追いつかないような状況が生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 競合の増加について

当社グループ内でノウハウを共有し、人材の育成・定着に努めることで Web サイト制作におけるデザインや、Web アプリケーションに関するセキュリティ対策の実務ナレッジを蓄積する努力を続けております。

しかしながら、大手企業を含めて競合他社が既に存在している上に、競合他社からの引き抜きでナレッジが流出する等の事情により、十分な受注を確保できなくなったり、あるいは単価の低下に伴い収益性が悪化したりした場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 技術革新の影響について

生成系 AI に代表される技術革新は、当社グループにとって事業拡大の機会であり、積極的な研究・開発を進めております。

しかしながら、想定を超える革新的な技術・サービスの普及等の理由により、当社グループにおける技術革新への対応が遅れた場合、当社サービスの競争力低下を招くおそれがあり、その結果、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 請負契約について

当社グループでは、主にセキュアな Web サイト制作サービスにおいて、請負契約に基づくサービスの提供を行っており、契約段階での業務内容の定義、厳密なプロジェクト管理体制の構築並びにサービス品質の維持に努めております。

しかしながら、コミュニケーション面、技術面に起因するトラブル等によって納期遅延や納品物の瑕疵等により、契約解除や損害賠償等が発生した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) サイバー攻撃及びクラウドサーバー停止について

当社グループでは、クライアントの Web アプリケーション及びサーバーに関して、必要十分なセキュリティ対策を継続的に研究・提供しております。

しかしながら、クライアントの Web アプリケーション及びサーバーが大規模なサイバー攻撃を受けた場合には、当社が想定する以上の対応コストが発生し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 業績の季節変動について

当社グループでは、特にセキュリティ保守管理サービスに注力していくことで、業績の季節変動を緩やかにする努力を継続しております。

しかしながら、セキュアな Web サイト制作サービスにおいては、請負契約となっており、かつ当社クライアントには3月末日決算を採用している大手企業が多いことから、毎年度、3月末日でのローンチを目指す案件が多い状況です。

このため、当連結会計年度において、当社グループとして決算期を統一する形で、当社の決算期を3月31日から5月31日に変更し、大型案件のローンチが4月以降にずれ込んだ場合のリスクの低減に努めておりますが、大幅に遅れた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 外注先の確保について

当社グループでは、主にセキュアな Web サイト制作サービスにおいて、PHP エンジニアの採用・育成・定着に取り組んでおります。

しかしながら、現状では、株式会社ナナイロからの仕入高が高い状況が継続しており、株式会社ナナイロが、何らかの理由により、倒産ないし業務停止などが発生した際には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 経営者への依存について

当社グループでは、ジェンダーレスな人財の育成と組織体制の確立を課題として認識し、これに取り組んできたことから、実際に社内から生え抜きの女性取締役、女性部長が誕生するなど、一定の成果を生み出しております。

しかしながら、現状では、経営戦略の立案・実行において、当社及び株式会社モスデザイン研究所の両社の代表取締役を務める榎崇斗への経営依存度が高いと認識しており、代表取締役に万が一の状況が起こった場合、当社グループの事業活動の推進と業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 配当の未実施について

当社グループは、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し、内部留保とのバランスを図りながら、配当の実施を検討してまいります。

しかしながら、業績の悪化、財務状況の悪化、今後の事業展開のための資金確保などの経営上の必要性が発生した場合には、総合的な検討のもと、配当を実施しない可能性があります。

(11) 自然災害の発生に伴うリスクについて

当社グループは、オフィス自体も各地域に分散設置しており、データ類は異なるリージョンのクラウドに分散バックアップを実施するなど、災害などの緊急事態において、事業を継続させるための体制構築を進めております。

しかしながら、巨大地震などの自然災害の発生により、当社又は子会社の本社が大きな被害を受けた場合や従業員の多くが被害を受けた場合には、その対応費用が発生することで、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 個人情報の管理について

当社グループは、顧客情報、従業員、求職者等の個人情報を保持しており、これらの適正な管理を行うために、個人情報管理規程を定めた上で、統合基幹業務システムによる情報管理の一元化、個人情報の取扱いに関する従業員教育等を実施しております。

しかしながら、当社グループにおいて不測の事態等により個人情報の漏えい等が生じた場合、社会的信用の低下や損害賠償請求等が発生することで、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 訴訟について

当社では、創業から現在まで、訴訟を起こされた実績はございません。

しかしながら、当社グループにおいて従業員の過失などにより顧客企業に損害を生じさせてしまい、かつ当社と当該顧客企業との間で合意を形成できない事態が生じた場合等、訴訟を提起された場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 風評等の影響について

当社グループは、地域社会をステークホルダーに含めていることを明示しており、各地域にオフィスを設置し、従業員の採用についても地域人材にフォーカスしております。

しかしながら、何らかの事象の発生によって、当社に対して不利益となる風評が地域社会に流れた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) J-Adviser との契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行なっております証券市場 TOKYO PRO Market に上場しております。当社では、フィリップ・キャピタル証券株式会社を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、フィリップ・キャピタル証券株式会社との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ・キャピタル証券株式会社（以下「乙」という）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び、b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

- ④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する）の日
 - (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
 - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（③bの規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれらiからviiiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株

主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を株式会社東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。

d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑱株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を 1 株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market

に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは株式会社東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

＜J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項＞

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 か月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 か月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知しなければならない。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産の残高は 166 百万円で、その主な内訳は現金及び預金が 71 百万円、売掛金が 72 百万円となっております。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産の残高は 110 百万円で、その主な内訳は、建物及び構築物が 17 百万円、土地が 14 百万円、ソフトウェア仮勘定が 19 百万円、のれんが 33 百万円となっております。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債の残高は 97 百万円で、その主な内訳は、短期借入金 32 百万円、未払金が 18 百万円、未払費用が 12 百万円となっております。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債の残高は 45 百万円で、その内訳は長期借入金 45 百万円となっております。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産の残高は 132 百万円で、その主な内訳は資本金が 30 百万円、資本剰余金が 67 百万円となっております。

(3) 経営成績の分析

当社グループの経営成績の概況につきましては、「1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの概況については、「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 経営者の問題意識と今後の対応について

「3【対処すべき課題】」に記載しております。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施いたしました主な設備投資は、新潟県佐渡市の当社サイバーセキュリティセンター「セキュリティベース河原田本町」の建物及び土地の取得であり、10百万円となっております。

セキュリティベース河原田本町は、堅牢な旧銀行建物を改修し、2026年7月17日に開業いたしました。当施設を中核拠点として、ネットワーク経由の攻撃に対する脆弱性対策を強化することで、セキュリティ保守管理サービスの新規受託の増加を図るほか、Web業界に特化した高度なセキュリティ人材を育成し、エンジニアによる対応体制を拡充してまいります。

なお、当社の事業はセキュアなWeb制作・保守事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載をしておりません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 発行者

2026年5月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
		建物 及び 構築物	土地 (面積㎡)	ソフト ウェア 及びソ フトウ ウェア仮 勘定	その他	合計	
佐渡本社 (新潟県佐渡市)	本社機能	437	—	19,954	313	20,705	10 (6)
セキュリティベース河 原田本町 (新潟県佐渡市)	オフィス	4,561	5,443 (856㎡)	—	—	10,004	0
河原田本町オフィス (新潟県佐渡市)	オフィス	10,554	8,700 (714㎡)	—	—	19,254	4 (3)

(注) セキュリティベース河原田本町は2026年7月17日にオープンしたため、2026年5月31日現在の従業員を0としております。

(2) 国内子会社

2026年5月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員 (名)
		建物 及び 構築物	土地 (面積㎡)	ソフト ウェア 及びソ フトウ ウェア仮 勘定	その他	合計	
株式会社モスデザイン 研究所 (東京都港区)	オフィス	238	—	5,500	450	6,188	9

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を()外数で記載しております。
2. 帳簿価額のうち「その他」は機械装置及び運搬具、その他の合計額であります。
3. 佐渡本社及び株式会社モスデザイン研究所の建物は賃貸物件であります。当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている賃借料は佐渡本社2,132千円、株式会社モスデザイン研究所3,597千円であります。
4. 当社の事業ドメインはセキュアWeb制作・保守事業の提供として単一セグメントであるため、セグメント別の記載をしておりません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数 (株)	未発行株式数 (株)	連結会計年度末現在発行数 (株) (2026年5月31日)	公表日現在 発行数 (株) (2026年8月26日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,160,000	870,000	290,000	290,000	東京証券取引所 TOKYO PRO Market	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	1,160,000	870,000	290,000	290,000		—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2024 年 3 月 1 日 (注) 1.	普通株式 386 A 種優先株式 △386	普通株式 1,436 A 種優先株式 14	—	30,000	—	—
2025 年 6 月 27 日 (注) 2.	普通株式 14 A 種優先株式 △14	普通株式 1,450 A 種優先株式 —	—	30,000	—	—
2025 年 6 月 28 日 (注) 3.	普通株式 288,550	普通株式 290,000	—	30,000	—	—

(注) 1. 関係株主の同意を得た上で A 種優先株式から普通株式への種類変更が行われ、普通株式が増加し A 種優先株式が減少したものであります。

2. A 種優先株式の廃止に伴う普通株式への変更による、普通株式の増加と A 種優先株式の減少となっております。

3. 2025 年 6 月 13 日開催の取締役会決議により、2025 年 6 月 28 日付で普通株式 1 株を 200 株に分割しております。これにより株式数は 288,550 株増加し、290,000 株となっております。

(6) 【所有者別状況】

2026 年 5 月 31 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機 関	金融商 品 取引業 者	その他 の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以 外	個人			
株主数 (名)	—	—	—	3	—	—	8	11	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	423	—	—	2,477	2,900	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	14.6	—	—	85.4	100	—

(注) 自己株式 10,400 株は、「個人その他」に 104 単元含まれております。

(7) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己 株式を除 く。)の総 数に対する 所有株式数 の割合 (%)
榎 崇斗	東京都品川区	192,000	68.67
T P M株式会社	東京都中央区明石町 8 番 1 号	27,900	9.98
榎 珠縁	東京都品川区	13,300	4.76
金子 佳史	新潟県佐渡市	11,100	3.97
地方創生新潟 2 号投資事業有限責任組合	新潟県新潟市中央区天神 1 丁目 1 番地	8,600	3.08
荒木 幸男	東京都新宿区	8,000	2.86
廣瀬 俊三	新潟県佐渡市	7,100	2.54

オープングループ株式会社	東京都港区3丁目3-1 KD X 西新橋ビル3F	5,800	2.07
金子 光吉	新潟県佐渡市	5,000	1.79
櫻澤 巧大	東京都大田区	800	0.29
計	—	279,600	100.00

(注) 前事業年度末において主要株主でなかったT P M株式会社は、当事業年度末現在では主要株主となっております。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 10,400	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 279,600	2,796	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	290,000	—	—
総株主の議決権	—	2,796	—

② 【自己株式等】

2026年5月31日現在

所有者の 氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総 数 に対する所有 株式数の割合 (%)
t a n e C R E A T I V E株式会社	新潟県佐渡市 中興乙1427	10,400	—	10,400	3.59
計	—	10,400	—	10,400	3.59

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数（株）	処分価額の総額 （千円）	株式数（株）	処分価額の総額 （千円）
引受ける者の募集を行った取得自己株式	15,000	36,750	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	10,400	—	10,400	—

3 【配当政策】

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、持続的な配当の実施を株主還元の基本と位置づけており、年1回の期末配当を行うことを基本方針としております。

しかしながら、現時点においては収益力強化及び事業規模拡大のための投資に充当することが、将来の安定的かつ継続的な株主還元につながることを考え、当事業年度の配当は行っておりません。

今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存であります。

なお、当社は、「取締役会の決議によって、毎年11月30日を基準日として中間配当をすることができる」旨を定款に定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

4 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第12期	第13期	第14期
決算年月	2024年3月	2025年3月	2026年5月
最高（円）	—	—	2,450
最低（円）	—	—	2,450

（注）最高・最低株価は東京証券取引所 TOKYO PRO Market におけるものであります。

なお、2025年10月10日をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年12月	2026年1月	2026年2月	2026年3月	2026年4月	2026年5月
最高（円）	—	—	—	—	—	—
最低（円）	—	—	—	—	—	—

（注）2025年12月から2026年5月においては売買実績がないため記載しておりません。

5【役員の状況】

男性5名 女性1名 （役員のうち女性の比率 16.7%）

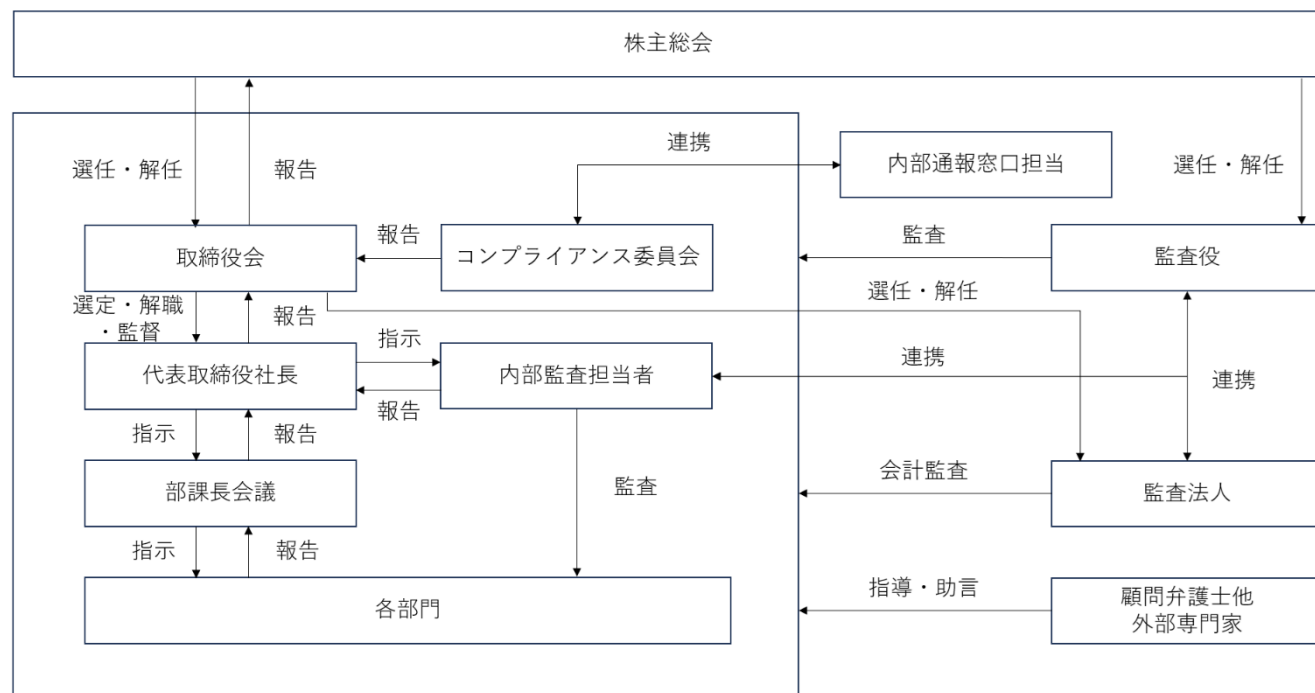
役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	社長	榎 崇斗	1974年 9月18日生	2008年12月 2011年4月 2012年4月 2018年10月 2026年1月	株式会社うぶすな入社 ヒューマン・キャピタル・コンサルティング株式会社取締役就任 当社設立・代表取締役社長就任（現任） 株式会社リライフ取締役就任 株式会社モスデザイン研究所代表取締役就任（現任）	(注) 1	(注) 3	192,000
取締役	－	金子 佳史	1979年 11月15日生	2000年4月 2002年11月 2004年11月 2005年9月 2006年4月 2011年4月 2012年4月 2014年10月 2020年4月	株式会社システムドメイン入社 株式会社グラフィコ アルバイト インターリンク株式会社入社 個人事業主 合同会社 S.M.A.I.L.設立・業務執行社員就任 ヒューマン・キャピタル・コンサルティング株式会社入社 当社設立・取締役に就任 当社取締役を辞任 当社取締役へ就任（現任）	(注) 1	(注) 3	11,100
取締役	管理部長	川名 洋平	1983年 6月1日生	2007年4月 2022年4月 2022年10月 2026年1月	株式会社新潟日報社入社 当社入社 当社取締役管理部長へ就任（現任） 株式会社モスデザイン研究所取締役就任（現任）	(注) 1	(注) 3	－
取締役	制作・運営部長	安土 祐子	1991年 5月7日生	2011年12月 2019年5月 2022年6月 2024年7月	ケントス R 株式会社入社 当社入社 当社制作・運営部長(現任) 当社取締役就任（現任）	(注) 1	(注) 3	－
監査役	－	重松 輝彦	1970年 2月25日生	1998年11月 2005年11月 2012年8月 2015年9月 2016年2月 2017年2月 2019年6月 2019年11月 2020年4月 2020年5月 2020年5月	中央青山監査法人入所 有限責任あずさ監査法人入所 重松公認会計士事務所開設（現任） 自由が丘税理士法人設立代表社員就任（現任） SVA ホールディングス株式会社 監査役就任 株式会社マダム・ヒロ 監査役就任（現任） 株式会社あいうえおオフィス設立 代表取締役就任（現任） 株式会社東京空色 監査役就任（現任） 当社監査役へ就任（現任） 佐渡パートナーズ合同会社設立代表社員就任（現任） オンライン経理サポート合同会社設立代表社員就任（現任）	(注) 2	(注) 3	－
監査役	－	櫻澤 巧大	1971年 12月17日生	2001年10月 2006年11月 2012年1月 2013年4月 2014年10月 2016年9月 2017年7月 2018年7月 2020年1月 2022年6月 2023年5月 2023年6月 2023年7月	中央青山監査法人入社 有限責任あずさ監査法人入所 株式会社 AGS コンサルティング入社 株式会社旅キャピタル入社 株式会社 AWS ホールディングス入社 株式会社オプティマスグループ入社 株式会社ベルテックス入社 日本パレットレンタル株式会社入社 株式会社 STI フードホールディングス入社 櫻澤公認会計士事務所開設（現任） 株式会社フェイスフル監査役就任 当社監査役へ就任（現任） 監査法人薄衣佐吉事務所社員就任（現任）	(注) 2	(注) 3	800

				2025 年 3 月	合同会社櫻澤会計設立 代表社員就任（現任）			
				2025 年 10 月	株式会社 NRC 監査役就任（現任）			
				2026 年 2 月	ARCHIPELAGO株式会社監査役就 任（現任）			
				2026 年 1 月	株式会社モスデザイン研究所監査役就任 （現任）			
計								203,900

- （注） 1. 取締役の任期は、2025 年 3 月期に係る定時株主総会終結の時から 2027 年 5 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
2. 監査役の任期は、2025 年 3 月期に係る定時株主総会終結の時から 2029 年 5 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 2026 年 5 月期における役員報酬の総額は 35,420 千円を支給しております。
4. 重松輝彦氏、櫻澤巧大氏は、会社法第 2 条第 16 項に定める社外監査役であります。
5. 取締役川名洋平氏の戸籍上の氏名は本間洋平であります。
6. 所有株式に記載の株式は、すべて普通株式であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、迅速な意思決定を行うための組織体制の整備や経営の執行及び監督機能の充実に図り、適切な情報の開示と説明責任の遂行に努めることにより、経営の公正性・透明性を確保し、これにより株主をはじめとしたステークホルダーとの信頼関係を構築することが重要であると考えております。

今後も、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいります。

②会社の機関の内容

イ．取締役会

当社の取締役会は、4名の取締役で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、稟議規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

ロ．監査役

当社は監査役制度を採用しており、社外監査役2名で構成されております。

監査役は、監査役監査規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

ハ．会計監査

当社は、フェイス監査法人与監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2026年5月期において監査を執行した公認会計士は中川俊介氏、枝川哲也氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士4名であります。

なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

③内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程及び職務分掌規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④内部監査の状況

当社の内部監査は、内部監査規程に基づき、調整役の管理部部長のほか、開発部部長、制作・運営部部長の3名が内部監査担当者となり、クロス監査を実施しています。内部監査担当者はそれぞれ対象の部門に対して、会計及び業務の監査を行い、内部監査報告書及び改善指示書を作成した上で、代表取締役の承認を経て、改善を指示し、被監査部門の部長は改善計画の進捗を報告書にまとめます。各書類は取締役会及び代表取締役に提出しております。

また、内部監査担当者、監査役及び監査法人が相互に連携し、密接な情報共有を通じて、実効性のある三様監査を担保しております。

⑤社外監査役の状況

当社には、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

当社の社外監査役は2名を選任しており、経営に対する監視、監督機能を担っております。

社外監査役重松輝彦氏、櫻澤巧大氏は、共に公認会計士の資格を有しているだけでなく、監査法人勤務時代には上場企業監査業務の経験を有しており、当社社外監査役として必要・十分な知見と見識を有しております。

なお、当社と重松輝彦氏が代表を務める自由が丘税理士法人との間には、同法人の Web サイトに関するセキュリティ保守サービス（年間 35 千円、旧基本プラン）を契約しておりますが、一般取引価格と同条件であり、それ以外に、当社との間において、人的関係、資本的関係、又は、取引関係その他の利害関係はありません。

また、社外監査役櫻澤巧大氏は、当社の普通株式 800 株（持株比率 0.29%）を保有しておりますが、それ以外に、当社との間にはおいて、人的関係、資本的関係、又は、取引関係その他の利害関係はありません。

⑥リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理部が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑦役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役（社外取締役を除く）	31,240	31,240	—	—	4
監査役（社外監査役を除く）	—	—	—	—	—
社外役員	4,180	4,180	—	—	2

⑧取締役及び監査役の定数

当社の取締役は5名以内、監査役は3名以内とする旨を定款で定めております。

⑨取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑩株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪自己の株式の取得

当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑫中間配当に関する事項

当社は、会社法第 454 条第 5 項の規定により、取締役会の決議によって毎年 11 月 30 日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

⑬取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法 426 条第 1 項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む）及び監査役（監査役であったものを含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑭社外監査役との責任限定契約について

当社は、当社社外監査役との間において、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結しておりません。

⑮株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	10,500	—
連結子会社	—	—
計	10,500	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第6【経理の状況】

1 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。
- (3) 2026年3月25日開催の臨時株主総会において定款一部変更が決議され、事業年度を6月1日から5月31日までに変更しました。その経過措置として、当連結会計年度は2025年4月1日から2026年5月31日までの14か月間となっております。
- (4) 当連結会計年度(2025年4月1日から2026年5月31日まで)は、連結財務諸表の作成初年度であるため、以下に掲げる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、前連結会計年度との対比は行っておりません。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当連結会計年度(2025年4月1日から2026年5月31日まで)の連結財務諸表について、フェイス監査法人により監査を受けております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (2026年5月31日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	71,997
売掛金	72,588
仕掛品	5,125
前払費用	9,809
その他	6,506
流動資産合計	166,028
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物（純額）	17,580
機械装置及び運搬具（純額）	218
土地	14,143
その他（純額）	1,164
有形固定資産合計	※ 1 33,107
無形固定資産	
のれん	33,796
ソフトウェア	6,105
ソフトウェア仮勘定	19,349
その他	450
無形固定資産合計	59,701
投資その他の資産	
長期前払費用	311
敷金及び保証金	5,556
繰延税金資産	11,094
その他	303
投資その他の資産合計	17,265
固定資産合計	110,074
資産合計	276,102

(単位：千円)

当連結会計年度
(2026年5月31日)

負債の部

流動負債

買掛金	8,147
短期借入金	※ 2 32,000
1年内返済予定の長期借入金	9,322
未払金	18,867
未払費用	12,527
未払法人税等	811
未払消費税等	8,444
前受金	2,397
賞与引当金	1,330
製品保証引当金	240
その他	3,652

流動負債合計	97,739
--------	--------

固定負債

長期借入金	45,517
固定負債合計	45,517

負債合計	143,256
------	---------

純資産の部

株主資本

資本金	30,000
資本剰余金	67,109
利益剰余金	37,915
自己株式	△2,179

株主資本合計	132,845
--------	---------

純資産合計	132,845
-------	---------

負債純資産合計	276,102
---------	---------

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年5月31日)
売上高	※1 411,898
売上原価	302,381
売上総利益	109,516
販売費及び一般管理費	※2 131,528
営業損失(△)	△22,011
営業外収益	
受取利息	112
助成金収入	3,600
補助金収入	3,506
受取賃料	1,295
その他	952
営業外収益合計	9,465
営業外費用	
支払利息	1,060
上場関連費用	9,000
その他	423
営業外費用合計	10,484
経常損失(△)	△23,029
特別利益	
固定資産売却益	※3 2,567
特別利益合計	2,567
税金等調整前当期純損失(△)	△20,462
法人税、住民税及び事業税	1,055
法人税等調整額	△9,061
法人税等合計	△8,005
当期純損失(△)	△12,457
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△12,457

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度	
(自 2025年4月1日	
至 2026年5月31日)	
当期純損失 (△)	△12,457
包括利益	△12,457
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	△12,457
非支配株主に係る包括利益	—

③【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度（自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 5 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	30,000	33,503	50,372	△5,323	108,552	108,552
当期変動額						
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）			△12,457		△12,457	△12,457
自己株式の処分		33,606		3,143	36,750	36,750
当期変動額合計	—	33,606	△12,457	3,143	24,293	24,293
当期末残高	30,000	67,109	37,915	△2,179	132,845	132,845

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 5 月 31 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純損失 (△)	△20,462
減価償却費	4,386
のれん償却費	3,072
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△670
製品保証引当金の増減額 (△は減少)	△1,360
受取利息	△112
支払利息	1,060
助成金収入	△3,600
補助金収入	△3,506
固定資産売却益	△2,567
上場関連費用	9,000
売上債権の増減額 (△は増加)	43,774
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△3,501
仕入債務の増減額 (△は減少)	△16,982
未払金の増減額 (△は減少)	△9,895
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△661
その他	△6,741
小計	△8,766
利息及び配当金の受取額	112
利息の支払額	△1,060
助成金の受取額	3,600
補助金の受取額	3,506
法人税等の支払額	△6,700
営業活動によるキャッシュ・フロー	△9,310
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△10,599
有形固定資産の売却による収入	2,727
無形固定資産の取得による支出	△2,045
連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	※ 2 300
敷金及び保証金の差入による支出	△57
投資活動によるキャッシュ・フロー	△9,674
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額	32,000
長期借入金の返済による支出	△75,211
自己株式の処分による収入	36,750
上場関連費用の支出	△9,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△15,461
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△34,446
現金及び現金同等物の期首残高	106,443
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1 71,997

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 1 社

連結子会社の名称

株式会社モスデザイン研究所

当連結会計年度において株式会社モスデザイン研究所の自己株式を除く発行済株式のすべてを取得したため、連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法

(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	22 年
構築物	7 ～ 15 年
車両運搬具	5 年
工具器具及び備品	4 年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

製品保証引当金

製品納入後の補修費用の支出に備えるため、過去の実績率及び個別の発生見込額を基礎とした見積額を計上しております。

受注損失引当金

受注案件に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注案件のうち、損失の発生が見込まれ、かつその金額を合理的に見積もることができるものについて、その損失見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、セキュアな Web 制作・保守事業を行っております。
当社が行う事業の契約形態には、請負契約、準委任契約があります。

イ 請負契約による受託開発

請負契約における受託開発取引の主な履行義務は、Web サイト制作、Web システム開発、CMS・サーバー構築業務となります。これらは作業の進捗に伴い顧客に成果が移転するため、履行義務の進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。進捗度の測定は、予想される見積総原価に対する、実際の発生原価の割合（インプット法）に基づいて行っております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

ロ 準委任契約

準委任契約の主な履行義務は、Web サイト・CMS・サーバーのセキュリティ保守管理業務となります。これらは契約期間にわたり概ね一定の業務を提供するため、時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり顧客との契約において約束された金額を収益として計上しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度 (2026年5月31日)
繰延税金資産	11,094

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

予算及び中期経営計画により見積もられた将来の課税所得に基づき、繰延税金資産を計上しております。予算及び中期経営計画は、一定の仮定を置いて策定しておりますが、課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があります。実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度において繰延税金資産を認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度 (2026年5月31日)
のれん	36,868

(2) 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

企業結合により取得したのれんは、被取得企業の今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力として、取得原価と被取得企業の識別可能資産及び負債の企業結合日時点の時価との差額で計上し、その効果の及ぶ期間にわたって、定額法により規則的に償却しております。

当該のれんに関する減損損失の発生可能性と影響度は、割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較して検討しておりますが、割引前将来キャッシュ・フローの見積りは中期事業計画を基礎としており、事業計画には、主要顧客に対する売上見込額及びその成長率、過去の実績と当社グループの

目標を勘案した売上総利益率、変動費と固定費に分解して個別に発生額を見込んだ販売費及び一般管理費を前提に作成しています。また、売上高成長率については、過去の成長率実績と同水準での成長が見込まれると仮定しております。

当連結会計年度において減損の兆候はありませんが、仮に将来の事業環境の変化等により経営成績が悪化し、回収可能価額が帳簿価額を下回ることとなった場合には、減損損失の計上が必要となり、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年5月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(追加情報)

(連結決算日の変更に関する事項)

2026年3月25日開催の臨時株主総会において、「定款一部変更の件」が承認されましたことを受けて、当事業年度より決算期を3月31日から5月31日に変更しました。したがって、当連結会計年度は2025年4月1日から2026年5月31日までの14か月間となっております。

(連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

当連結会計年度 (2026年5月31日)	
有形固定資産の減価償却累計額	13,073千円

※2 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。

当連結会計年度 (2026年5月31日)	
当座貸越極度額	100,000千円

借入実行残高	32,000千円
差引額	68,000千円

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年5月31日)	
役員報酬	35,595千円
給料手当	20,041
賞与引当金繰入額	200
法定福利費	7,398
地代家賃	5,786
支払手数料	38,227
おおよその割合	
販売費	2.6%
一般管理費	97.4%

※3 固定資産売却益の内容は、以下のとおりであります。

当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年5月31日)	
工具、器具及び備品	2,567
計	2,567

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年5月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数ならびに自己株式の種類及び総数

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,436	288,564	—	290,000
A種優先株式	14	—	14	—
合計	1,450	288,564	14	290,000
自己株式				
普通株式	127	25,273	15,000	10,400
合計	127	25,273	15,000	10,400

- (注) 1. A種優先株式の減少14株は、A種優先株式の廃止に伴う普通株式への変更によるものであります。
2. 当社は、2025年6月28日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。
3. 普通株式の発行済株式数の増加288,550株は株式分割によるものであります。
4. 普通株式の自己株式の株式数の増加25,273株は株式分割によるものであります。
5. 普通株式の自己株式の株式数の減少15,000株は、第三者割当による自己株式の処分によるものであります。

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

当連結会計年度 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 5 月 31 日)	
現金及び預金勘定	71,997 千円
現金及び現金同等物	71,997

※2 当連結会計年度に株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳
株式の取得により新たに株会社モスデザイン研究所を連結したことに伴う連結開始時の資産
及び負債の内訳並びに当該株式の取得価額と取得のための支出（純額）との関係は次のとおりで
あります。

流動資産	19,013 千円
固定資産	10,955
のれん	36,868
流動負債	△31,397
固定負債	△26,459
同社株式の取得原価	8,979
取得関連費用	950
同社の現金及び現金同等物	△10,230
差引：同社取得のための支出	300

(リース取引関係)

当連結会計年度（自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 5 月 31 日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は、そのほとんどが3か月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権は売掛金等については、経常的に発生しており、担当者が、所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングを行い、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図って

おります。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

該当事項はありません。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

買掛金及び未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度（2026年5月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金（１年内返済予定を含む）	54,839	54,389	△449
負債計	54,839	54,389	△449

※ 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、現金であること、又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目についても、記載を省略しております。

（注）１．金銭債権の決算日後の償還予定額

当連結会計年度（2026年5月31日）

	１年以内 (千円)	１年超 ５年以内 (千円)	５年超 １０年以内 (千円)	１０年超 (千円)
現金及び預金	71,997	—	—	—
売掛金	72,588	—	—	—
合計	144,586	—	—	—

（注）２．長期借入金の決算日後の返済予定額

当連結会計年度（2026年5月31日）

	１年以内 (千円)	１年超 ２年以内 (千円)	２年超 ３年以内 (千円)	３年超 ４年以内 (千円)	４年超 ５年以内 (千円)	５年超 (千円)
長期借入金（１年内返済 予定を含む）	9,322	9,756	9,756	9,756	8,316	7,933
合計	9,322	9,756	9,756	9,756	8,316	7,933

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそ

れぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度(2026年5月31日)

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度(2026年5月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金(1年内返済予定を含む)	—	54,389	—	54,389
合計	—	54,389	—	54,389

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金(1年内返済予定を含む)

長期借入金(1年内返済予定を含む)の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

当連結会計年度(2026年5月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当連結会計年度(2026年5月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

当連結会計年度(2026年5月31日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当連結会計年度(2026年5月31日)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2026年5月31日)
繰延税金資産	
賞与引当金	461千円
法定福利費	69
敷金償却額	376
製品保証引当金	83
繰越欠損金	19,906
繰延税金資産小計	20,896
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	△9,425
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	△376
繰延税金資産合計	11,094

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当連結会計年度(2026年5月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
--	--------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	-------------	------------

税務上の繰越欠損金 (※1)	—	—	—	2,846	4,963	12,095	19,906
評価性引当金	—	—	—	—	—	△9,425	△9,425
繰延税金資産	—	—	—	2,846	4,963	2,670	10,480

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目

当連結会計年度（2026年5月31日）

税金等調整前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、セキュアな Web 制作・保守事業を提供しております。

(単位：千円)

	セキュアな Web 制作・保守事業
	当連結会計年度 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 5 月 31 日)
開発部担当	149,397
制作・運営部担当	226,302
その他	36,197
顧客との契約から生じる収益	411,898
その他の収益	—
外部顧客への売上高	411,898

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「【注記事項】(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

当社グループはセキュアな Web 制作・保守事業の単一セグメントであり、収益およびキャッシュ・フローの性質、計上時期等に関する重要な相違はありません。

(契約資産及び契約負債の残高等)

	当連結会計年度 (2026 年 5 月 31 日)
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	72,588

(残存履行義務に配分した取引価格)

当社では、当初に予定される顧客との契約期間が 1 年を超える重要な取引がないため、記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	株式会社モスデザイン研究所
事業の内容	広告キャンペーン、新聞・雑誌広告及びテレビコマーシャルの企画・制作、パッケージ及びラベル等の商品デザイン

(2) 企業結合を行う主な理由

株式会社モスデザイン研究所の持つデザインノウハウ、人的資本を生かすことで、セキュアな Web サイト制作サービスにおいて、デザイン・UX (ユーザー・エクスペリエンス) 面での競争力を獲得できるのみならず、大都市圏の大手食品・飲料メーカー、マスメディアへの販路開拓に資することで、事

業シナジーを見込めることから、株式取得を決定いたしました。

(3) 企業結合日

2026年1月15日

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得する議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得することによるものです。

2. 連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2026年1月15日から2026年5月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価（現金）	8,979 千円
取得原価	8,979 千円

4. 主要な取得関連費用の内訳及び金額

アドバイザリー費用等 950 千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれん

36,868 千円

②発生原因

主として、今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力により発生したものであります。

③償却方法および償却期間

5年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	19,013 千円
固定資産	10,955
資産合計	29,968
流動負債	31,397
固定負債	26,459
負債計	57,857

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	58,860 千円
営業利益	△11,091 千円

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

(資産除去債務関係)

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年5月31日）

当社は、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。

なお、当連結会計年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(賃貸等不動産関係)

当連結会計年度（2026年5月31日）

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの事業セグメントは、セキュアな Web 制作・保守事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当連結会計年度（自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 5 月 31 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社グループの事業セグメントは、セキュアな Web 制作・保守事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の売上高の 10%以上を占める顧客が存在しないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社グループはセキュアな Web 制作・保守事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

当連結会計年度（自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 5 月 31 日）

1. 関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	当連結会計年度 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 5 月 31 日)
1 株当たり純資産額	475 円 13 銭
1 株当たり当期純損失(△)	△46 円 12 銭

(注) 1. 当社は 2025 年 6 月 13 日開催の当社取締役会の決議に基づき、2025 年 6 月 28 日付で普通株式 1 株につき 200 株の株式分割を行いました。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益を算定しております。

2. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、1 株当たり当期純損失(△)であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 1 株当たり当期純損失(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 5 月 31 日)
--	--

親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	△12,457
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	△12,457
期中平均株式数(株)	270,128
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—

(重要な後発事象)

(多額な資金の借入)

当社は、2026年6月15日開催の取締役会において、設備資金として、株式会社第四北越銀行からの資金の借入を決議し、当該決議に基づき、以下のとおり資金の借入を実行いたしました。なお、当借入は、セキュリティベース河原田本町改修工事を対象とした補助金の交付要件となっており、当該工事の費用支払に充てました。

借入先	株式会社第四北越銀行
借入金額	30,000千円
借入金利	変動金利
借入実行日	2026年7月15日
借入期間	7年
担保等の有無	無担保・無保証

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	32,000	1.7	—
1年以内に返済予定の長期借入金	—	9,322	1.6	2027年～ 2033年
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）	—	45,517	1.6	2027年～ 2033年
合計	—	86,839	—	—

（注） 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）の決算日後5年間の返済予定額は以下の通りであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	9,756	9,756	9,756	8,316

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(3) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

(単位：千円)

	中間連結会計期間	当連結会計期間
売上高	—	411,898
税金等調整前中間（当期）純損失（△）	—	△20,462
親会社に帰属する中間（当期）純損失（△）	—	△12,457
1株当たり中間（当期）純損失（△）	—	△46.12

(注) 当社は当事業年度より連結財務諸表を作成しているため、中間連結会計期間については記載しておりません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年6月1日から翌年5月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	毎年5月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年11月30日 毎年5月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アールジャパン
株主名簿管理人	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アールジャパン
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載 URL https://tane-creative.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026 年 8 月 26 日

tane CREATIVE 株式会社

取締役会 御中

フェイス 監 査 法 人
東 京 都 渋 谷 区

指 定 社 員 公認会計士 中川 俊介
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 枝川 哲也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第 3 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている tane CREATIVE 株式会社の 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 5 月 31 日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、tane CREATIVE 株式会社及び連結子会社の 2026 年 5 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表

示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上